

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱

令和 8 年 8 月 3 日

告示第 125 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域経済及び市民生活を支える重要な社会インフラである貨物運送及び旅客輸送を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている市内の事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- (2) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「事業法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業及び同条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- (3) 旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業、同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (4) 貨物運送事業者 市内に事業所を有し、事業法第 3 条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可、同法第 35 条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可又は同法第 36 条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出により、第 2 号に規定する貨物自動車運送事業を営む法人又は個人をいう。
- (5) タクシー事業者 道路運送法第 4 条の許可を受け、同法第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人又は個人をいう。
- (6) 観光バス事業者 道路運送法第 4 条の許可を受け、同法第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営む法人又は個人をいう。
- (7) 交付対象車両 第 4 条に定める要件を満たす車両をいう。
- (8) 車検証 車両法第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証をいう。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以前から、山梨市内において事業を継続して営んでいること。
- (2) 申請日現在において、今後も継続して事業を営む意思を有していること。
- (3) 法人にあっては、山梨市内に事業所を有し、資本金3億円以下又は常時使用する従業員数300人以下のいずれかを満たす法人であること。
- (4) 個人事業者にあっては、本人が山梨市内に住所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象事業者としない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象車両は、貨物自動車運送事業用又は旅客自動車運送事業用の車両のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。(電気式ハイブリッド自動車を含む。)
- (2) 申請日現在において、車検証が有効な自動車であること。
- (3) 申請日が属する年度の自動車税の納付が済んでいる自動車であること。
- (4) 支援金の交付対象事業者が、次のア又はイのいずれかの事業で使用している自動車であること。

ア 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業

イ 一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業

- (5) 交付対象事業者が所有し、又はリース契約に基づき所有権を有している自動車であること。

2 前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送事業用車両は交付対象としない。

(交付額等)

第5条 前条に規定する車両に対する交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定めるところによる。

- (1) 軽貨物自動車 1 台につき 15,000 円
- (2) 普通貨物自動車 1 台につき 20,000 円
- (3) 大型貨物自動車 1 台につき 25,000 円
- (4) タクシー 1 台につき 20,000 円
- (5) 全長 7 メートル未満の貸切バス 1 台につき 20,000 円
- (6) 全長 7 メートル以上の貸切バス 1 台につき 25,000 円

2 前項に規定する車両区分は、車検証に記載された車種、用途、最大積載量、乗車定員その他市長が必要と認める事項により判定するものとする。

(交付申請)

第 6 条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期限までに申請しなければならない。

- (1) 申請対象車両一覧（様式第 2 号の 1、様式第 2 号の 2 又は様式第 2 号の 3）
- (2) 事業の許可書又は届出書の写し
- (3) 申請対象車両の車検証の写し又は自動車検査証記録事項の写し
- (4) 申請日が属する年度の自動車税種別割の納付を証する書類の写し
- (5) 市税を滞納していない証明書
- (6) 支援金を振り込みで受け取る場合は、振込先口座が確認できる書類
- (7) 誓約書（様式第 3 号）
- (8) 市長が必要と認める書類

(暴力団等の排除)

第 7 条 法人にあつては役員その他構成員、個人事業者にあつては事業主本人が、山梨市暴力団排除条例（平成 26 年山梨市条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する場合は、支援金の交付対象としない。

(状況報告及び調査)

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項について調査することができる。

(交付決定)

第 9 条 市長は、第 6 条の申請があつたときは、その内容を審査し、交付の適否及び交

付額を決定し、山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付しないことを決定したときは、その理由を付して山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金不交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第 10 条 申請者は、交付決定の通知を受けた日から 10 日以内に限り、申請を撤回することができる。

- 2 市長は、申請者からの申請書又は添付書類に不備があり、内容等の補正を求めたにもかかわらず、相当の期間内に補正が行われなときは、申請を撤回したものとみなすことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第 11 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 第 3 条又は第 4 条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 申請書又は添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (4) 第 8 条に該当したとき。
- (5) 前条の規定により申請の撤回があったとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その理由を付して山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するとともに、既に支援金を交付しているときは、山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金返還請求書（様式第 7 号）によりその返還を命ずることができる。

（書類の保存）

第 12 条 申請者は、支援金に係る帳簿及び証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

（有効期限）

- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された支援金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

山梨市長 殿

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼請求書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請事業者の情報

法人の方												
本店所在地	〒				—				都・道 府・県		市・区 町・村	
事業所所在地												
法人名												
代表者職名												
代表者氏名	⑩											
資本金の額又は 出資総額							常時使用する 従業員の数					
法人番号												

個人事業主の方												
自宅住所	〒				—				都・道 府・県		市・区 町・村	
フリガナ												
氏 名	⑩											
生年月日	大・昭・平				年				月			
											日	

日中連絡先

フリガナ					電話番号						
氏 名											
メールアドレス											

2 支援金の交付申請額

	円
--	---

(申請額内訳)

区 分	基本額 (A)	事業の用に供する車両の数 (B)	計 ((A) × (B)) = (C)
大型貨物車両 (最大積載量6.5トン以上)	25,000円	台	円
普通貨物車両 (最大積載量6.5トン未満)	20,000円	台	円
軽貨物車両	15,000円	台	円
貸切バス (全長7メートル以上)	25,000円	台	円
貸切バス (全長7メートル未満)	20,000円	台	円
タクシー	20,000円	台	円

※事業用に所有または使用している車両のみ

3 振込先 (預金通帳の見開きページのコピー等を添付してください。)

金融機関名	銀行 信金・信組 農協・労金	金融機関 コード					
支店名	本店・本所 支店・支所	支店コード					
種 別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 (右詰め)					
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの						

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

(次ページへつづく)

4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（✓）を入れてください。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

✓	No.	項 目
☐	1	令和8年4月1日から令和8年8月31日まで、事業に必要な許可等を有した上で事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
☐	2	本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
☐	3	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。
☐	4	山梨市から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

5 添付書類チェック表

添付した書類にチェック印（✓）を入れてください。（該当する全ての項目に✓の印が必要です。）

✓	No.	項 目
☐	1	申請対象車両一覧（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）
☐	2	（貨物運送事業） 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し （貸切バス事業） 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し （タクシー事業） 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
☐	3	法人事業概況説明書の写し（法人事業者のみ）
☐	4	履歴事項全部証明書の写し（法人事業者のみ）
☐	5	申請車両の自動車検査証記録事項の写し（電子車検証と同時に交付）
☐	6	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の見開きページの写し等）
☐	7	市税を滞納していない証明書
☐	8	申請日が属する年度の自動車税種別割の納付を証する書類の写し
☐	9	誓約書（様式第3号）

6 状況報告

✓	項 目
☐	申請対象車両一覧（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）に記載した車両について、令和8年8月1日において保有し、又は使用しており、事業の用に供していたことを報告します。

様式第 2 号の 1（第 6 条関係）

申請対象車両一覧【貨物運送事業者用】

事業者名：

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
	自動車登録番号又は 車両番号	山梨である。
	用途	貨物又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状	（特種の場合）貨物輸送を目的とした形状である。
	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
	所有者（使用者）の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和 8 年 9 月 1 日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				自動車の種別	所有・使用の別
例	山梨	100	あ	1111	普通・小型	所有
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

申請対象車両一覧【タクシー事業者用】

事業者名：

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
	自動車登録番号又は 車両番号	山梨である。
	用途	乗用又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、LPG、CNGなど）が含まれている。
	所有者（使用者）の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和 8 年 9 月 1 日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				種別	所有・使用の別
例	山梨	100	あ	1111	法人タクシー	所有
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

様式第 2 号の 3（第 6 条関係）

申請対象車両一覧【貸切バス事業者用】

事業者名：

一覧に記載の全ての車両について、自動車検査証記録事項又は紙の車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印（✓）を記載してください。

✓	車検証の項目	要 件
	自動車登録番号又は 車両番号	山梨である。
	用途	乗合又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	燃料の種類	化石燃料（ガソリン、軽油、CNGなど）が含まれている。
	所有者（使用者）の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和 8 年 9 月 1 日以降である。

No.	自動車登録番号又は車両番号				（自動車の大きさ）	所有・使用の別
例	山梨	100	あ	1111	7 m以上	所有
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

（※） 観光バス、スクールバス、企業バス、介護施設・病院バス、その他 など

誓 約 書

山梨市長 殿

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金の交付申請に当たり、次の内容について誓約・同意します。

□ 申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないこと、また、過去に国・都道府県・区市町村等から交付決定の取消し等を受けていないことを誓約します。

□ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、山梨市暴力団排除条例（平成26年山梨市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

＊ この誓約書における「暴力団員又は暴力団員等」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

□ 申請内容は、交付申請の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に当たり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。

年 月 日

所 在 地

企 業 の 名 称 等

代表者職・氏名

印

様式第 4 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱に基づく山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金については、下記のとおり交付を決定しましたので、同要綱第 10 条の規定により通知します。

記

交付決定額

様式第 5 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急
対策事業支援金交付要綱に基づく山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金
については、下記の理由により不交付となりましたので、同要綱第 10 条の規定により
通知します。

記

不交付の理由

様式第 6 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金について交付決定を取り消したので、山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 支援金の交付を取り消した額
- 2 交付決定を取り消した理由等

様式第 7 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金について、山梨市運輸事業向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 交付決定の内容
- 2 交付決定日
- 3 既交付額
- 4 請求額（返還額）
- 5 返還を求める理由
- 6 返還期限
- 7 その他